

くしろ男女いきいき参画表彰 受賞おめでとうございます

問合せ 市役所市民協働推進課 (☎31-4504)

今年で8回目となるこの表彰は、女性の活躍の促進、子育てしやすい環境の充実、女性のチカラ（感性や視点等）を生かした地域の活性化等、男女平等参画の推進に関わる活動に取り組んでいる個人、企業、団体および支援している企業、団体等を表彰するものです。

●くしろ不登校の子とくらす親の会 くるむさん



不登校の子を持つ親同士をつなぎあわせ、親の居場所作りを行っている団体です。親同士の交流のために「不登校の親同士で話そう会」や、不登校問題に詳しい講師による講演会等を開催し、同じ悩みを持つ親同士のつながりを作ることで親の孤立を防ぎ、情報の共有を図りながら支援を実施しています。

子の不登校については、家庭内の問題として家の外へ相談できずに状況が悪化してしまうことがある中、同じ悩みを持つ親同士が集う「居場所」の存在は、悩みのある親に安心感を与えるとともに、新たな情報や考え方などを得ることのできる場となっており、親同士の絆や心のよりどころを作り、子育てしやすい環境づくりに寄与する活動を行っていることが評価されました。

本会は、これまでも他の団体等と積極的なつながりを持ちながらイベント等を実施しており、今後も連携を継続しながら、これまで培った知識や経験等を生かした骨太な支援を行っていくことが期待されています。

●板 明子さん



誰もが安心して暮らせるまちとなるよう、地域コミュニティの連帯を深めたいとの思いで、釧路市連合町内会「副会長」および「女性部幹事会代表」として長年活躍されるとともに、多岐にわたる分野の団体への役員就任や「釧路市民憲章推進協議会」「釧路市子ども子育て会議」などの審議会への参加など、女性の視点や感性を生かし、地域づくりに貢献されていることが評価されました。

連町女性部幹事会は、各町内会で活躍する女性会員を結び付け、活動意欲を向上させる役割を担っており、板氏は女性部幹事会代表として「研修会」「女性の集い」「料理教室」などの事業の企画・運営を主導することで地域活動の活性化を図っています。

町内会活動に男女の垣根は不要であり、市内の町内会会長には未だ男性が多い状況にある中で、板氏をはじめとした女性が地域コミュニティのリーダーとして、さらなる活躍をされていくことが期待されています。

11月12日(日)～25日(土)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

問合せ 市役所市民協働推進課 (☎31-4504)

毎年11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず許されるものではありません。特に、女性を対象とした、夫やパートナーからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなどについては、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることが必要となります。また、暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めていくことや、暴力の被害に遭っていないがその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらうとともに、被害者や関係者が相談窓口等にためらうことなく相談できるようにしていくことが必要です。

独りで悩まないで相談窓口へ。早めの相談が問題解決への一歩です！

下記の各機関では「女性に対する暴力」についての相談を受け付けています。

女性に対する暴力相談窓口

配偶者や交際相手からの暴力、デートDVについての相談

- 釧路総合振興局配偶者暴力相談支援センター (☎41-1110)
- 音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)
- 市役所こども支援課 (☎31-4204)
- 駆け込みシェルター釧路 (☎32-7704)
- 阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)
- 釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)

- 性犯罪に係る被害や売春強要などの相談 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (☎#8891)
- 人身取引に係る被害相談 釧路方面本部警察相談センター (☎#9110)
- ストーカー行為等の被害相談 釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)、北海道立女性相談援助センター (☎011-666-9955)
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談 北海道労働局雇用環境・均等部指導課 (☎011-709-2715)

